

病後児保育事業の実施について

1 病後児保育事業の目的

病気の回復期にあり集団保育が困難な児童を、専用の保育室で一時預かりすることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とします。

2 病後児保育事業実施に至る経過と取り組み

かねてより保護者からの要望が強かった本事業については、長野市次世代育成支援行動計画に基づき実施準備を進めてまいりましたが、この度、長野赤十字病院（長野市若里5丁目）が事業主体となり、6月1日（金）から事業を開始します。

市では昨年度、専用の保育室を整備するための補助を既に行ったところでありますが、今年度以降は、運営費に対する補助を行うことにより、事業を支援していきます。

3 事業の概要

- 1 実施施設 長野赤十字病院病後児保育室「ゆりかご」 226 - 7753
- 2 施設概要 約25㎡ トイレ、給湯、エアコン、換気扇、電話、FAX
- 3 開所時間 午前8時から午後4時まで。延長なし。
- 4 休業日 土日祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び5月1日
- 5 対象児童 生後6ヶ月以上の就学前児童で、医師の診察により病後児保育の適応があると診察された児童
- 6 定員 4名
- 7 職員体制 看護師1名及び保育士1名
- 8 利用料 日額2,800円（お昼の給食費含む）